

## 障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に係る個別協議について

### 1 個別協議について

集団感染等が発生した事業所等のかかり増し経費について、「山口県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金について」（以下、「県事務取扱い」という。）の別添 1 に定める基準単価では、障害福祉サービスを継続して提供することが困難となる場合に、個別協議により承認を受けた障害福祉サービス事業所・施設等に対して基準単価を超えて補助する。

### 2 上限額

原則として、別添 1 に定める基準単価に 2 を乗じた額が上限です。  
(当該上限額では支障をきたす特別な事情がある場合は、当該上限額を超えて協議を行うことを妨げるものではありません。)

### 3 個別協議資料の作成

4 の留意事項に基づき、個別協議書及び個別協議書（個票）（※該当のあるものに限る。）を作成し、障害者支援課施設福祉推進班 (shisetsufukushisuishinn@pref.yamaguchi.lg.jp) あて、申請期間内に、電子メールで提出すること。

○個別協議書に記載されている経費が補助対象経費に該当するか確認を行うため、併せて以下の資料を提出してください。

- ・個別協議書（Excel 形式）
  - ・個別協議書（個票）（Word 形式）
  - ・別記第 1 号様式（補助金交付申請書）（Word 形式）
  - ・別紙 補助事業計画書等（様式 1～3）（Excel 形式）
  - ・収支予算書（様式自由）
  - ・積算の根拠となる書類（領収書等）や事業を実施したことが確認できる書類（サービス提供の記録等）
  - ・自費検査を行った施設等において行政検査の対象とならなかった経緯を記載した理由書
- ※一定の要件に該当する自費検査費用に対する補助を申請される場合のみ提出してください。

### 4 留意事項

- (1) 協議資料の作成にあたっては、「県事務取扱い」に基づくこと。
- (2) 個別協議様式について、対象経費の中身や積算内訳が不明瞭となっており内容の確認ができない記載となっていないか、補助対象外経費が含まれていないか等注意すること。